

韓国内販情報『子ども用衣料品について』

去る2015年6月4日、韓国では「어린이제품 안전 특별법(日本語訳：子ども製品安全特別法)」が施行されました。

この新法律は、13歳以下対象のすべての製品に対して安全性を要求する法律であり、安全基準に適合していなければ、販売できません。これは、粗悪な製品が市場に流通することを防ぐためです。この新法律の施行に伴い、13歳以下の子ども用衣料品は、「品質経営及び工産品の安全管理法」ではなく、上記の法律の対象品となりました。

法律が変わっても、KCマーク表示の対象品であることに変更はなく、新法律での安全基準の上方修正、試験項目が追加される場合は、2016年6月4日以降出荷、通関される製品に適用されます。

新法律に基づく、適用範囲、安全基準、表示事項についてお知らせいたします。

1.適用範囲

- ★乳幼児繊維製品(36か月未満)・・・衣類 下着類 寝具類 履物類(天然皮革・合成皮革・毛皮製品は除く) 靴下類 手袋類 帽子類 かばん類 新生児用品類(おむつ、おむつカバー、よだれかけ、おくるみなど) その他の乳幼児用繊維製品(タオル、クッションなど前述に該当しない製品)
- ・子ども繊維製品(36か月以上13歳以下)・・・衣類 下着類 寝具類 靴下類 帽子類 手袋類 タオル類 履物類 かばん類 クッション類 マフラー類
- ・乳幼児皮革製品(36か月未満)・・・乳幼児繊維製品と同じ 履物類も対象
- ・子ども皮革製品(36か月以上13歳以下)・・・子ども繊維製品と同じ

2.安全基準

★…認証番号が必要(※認証番号は、政府認定の検査機関(KOTITIなど)で試験を受け、合格すると発行されます。)

①繊維製品及び皮革製品の安全基準

区分	★乳幼児繊維製品 (36か月未満)	子ども繊維製品 (36か月以上13歳以下)	乳幼児皮革製品 (36か月未満)	子ども皮革製品 (36か月から13歳以下)
有害物質名				
ホルムアルデヒド(mg/kg)	20以下	75以下	20以下	75以下
PH(mg/kg)	4.0~7.5		-	-
芳香族アミン(mg/kg)①	30以下			
フタル酸エステル可塑剤 総含有量(%)②	0.1以下 (DEHP,DBP,BBP,DNOP,DI NP,DIDP)全6種	0.1以下 (DEHP,DBP,BBP)全3種	0.1以下 口の中に入る製品：(DEHP,DBP,BBP,DNOP,DINP,DIDP)全6種 口の中に入らない製品：(DEHP,DBP,BBP)全3種	
有機スズ化合物 (mg/kg)③	DBT 1.0以下 TBT 0.5以下	- 1.0以下	1.0以下 0.5以下	- 1.0以下
ジメチルフマレート (mg/kg)④	0.1以下			
特定難燃剤⑤	使用しないこと		-	-
鉛含有量(mg/kg)	90以下⑥		300以下⑦	
カドミウム含有量(mg/kg)	75以下		75以下	
アレルギー性染料⑧	使用しないこと		-	-
コード及び引き紐	EN14682に適合していること			
スモールパーツ 引張強さ⑨	付着強度基準値 (50N±2N)	-	付着強度基準値 (50N±2N)	-
ニッケル溶出量 (µg/cm ² /week)⑩	0.5以下			
塩素化フェノール類 (mg/kg)⑪	-	-	0.5以下	5.0以下
6価クロム(mg/kg)⑫	-	-	0.5以下	3.0以下

①染料を使用して染色した場合のみに適用。

②繊維製品はコーティングやプリント、ゴム、プラスチック素材に適用。皮革製品は、合成樹脂、生地と皮革のコーティングに適用。

③コーティングやプリントに適用。(プリントは顔料と樹脂を使用した場合)

④皮革と毛皮を使用した製品に適用。(合成皮革は除く)

⑤防炎加工処理された製品にのみ適用。

⑥コーティング、プリント、ボタンのような副資材に適用。(但し、金属類は、基準値を300mg/kg以下とする)

⑦金属、ゴム、プラスチック、コーティング、プリントに適用。(但し、塗料と表面コーティングの場合には、基準値を90mg/kg以下とする)

⑧対象物質は、KS K 0736に準拠し、アレルギーの染料で加工処理された製品に適用。

⑨付属書6「玩具」に準拠。引張試験ができない場合、KS K ISO6330の洗濯試験で確認。皮革製品はドライクリーニングのKS K ISO3175-1も可。

⑩付属書11「アクセサリ」に準拠。皮膚に接触する金属材料を使用した場合に適用。

⑪皮革と毛皮を使用した製品に適用。(塩素化フェノール類は、PCPだけでなく、PCPの化合物を含む含有量をいう)

② 子供製品共通の安全基準 (一部の特例を除いたすべての子ども製品が対象)

◆ 有害物質安全要件

制限物質	基準値	
重金属溶出量(a) (mg/kg)	アンチモン<Sb>	60以下
	ヒ素<As>	25以下
	バリウム<Ba>	1000以下
	カドミウム<Cd>	75以下
	クロム<Cr>	60以下
	鉛<Pb>	90以下
	水銀<Hg>	60以下
重金属含有量(b) (mg/kg)	鉛<Pb>	300以下
	カドミウム<Cd>	75以下
	セレン<Se>	500以下
フタル酸エステル可塑剤 総含有量(c(%))	口の中に入る製品<DEHP,DBP,BBP,DNOP,DINP,DIDP>全6種	0.1以下
	口の中に入らない製品<DEHP,DBP,BBP>全3種	

(a:口の中に入れて使用する製品、あるいは36か月以下の製品の塗装面(コーティングを含む)、または合成樹脂製、紙製に適用される。)

(b:顔料と表面コーティングの場合には、基準値を90mg/kg以下とする。)

(c:合成樹脂、繊維、皮革のコーティングに適用。)

◆ 物理的安全要件

スモールパーツ	スモールパーツシリンダーに入らないこと
シャープエッジ	適用 1)ガラスや金属の鋭い角 2)機能的な鋭い角 3)金属製品の角 4)プラスチック製品の角 5)ネジやバネの角
シャープポイント	適用 1)肌に触れる鋭い先端 2)機能的な鋭い先端 3)木材製品
磁石	磁石を含む製品

左記の各種パーツには、基準があり、年齢によって基準が異なる場合もある。

⇒ 該当するパーツを衣料品の付属品等で使用する際は、確認してください。

例：シャツなどに使用するプラスチックボタン丸く処理され、シャープエッジ、シャープポイントがなければ、問題ありません。スモールパーツの注意表示は必須です！

◆ 安全要件に関する表示の代表例

<警告表示>

・口に入れる用途ではない製品で、フタル酸エステル系可塑剤の総含有量が0.1%を超える場合。

“경고! 입에 넣으면 프탈레이트계 가소제가 용출될 수 있으니 입에 넣지 말 것”

(警告！口に入れるとフタル酸エステル系可塑剤が溶出されることがあるので、口に入れないこと。)

<取扱い上の注意表示>

・スモールパーツを使用している製品は、衣服のラベルに注意表示をしなければならない。

※分離可能なスモールパーツは、36か月以下、使用不可。36か月以上、試験不適合の場合は注意表示必須。8歳以上、注意表示があれば試験除外。

“주의! 작은 부품이 탈락되면 삼킬 수 있음”

(注意！小さな部品が脱落すると、飲み込む恐れあり。)

・軟質または発砲合成樹脂材質の履物は、注意表示をしなければならない。

“주의! 신발이 에스컬레이터 등에 깔 수 있음”

(注意！履物がエスカレーター等に挟まる恐れあり。)

3. 表示事項 ※韓国語で表示すること

繊維製品	皮革製品<表地の60%以上が皮革の製品>
1. 繊維の組成及び混用率	『子ども製品安全特別法による表示』
2. 製造者名又は輸入者名	(韓国語: 어린이제품안전특별법에 의한 표시)
3. 原産国	1. 品名
4. 製造年月(ロット番号可)	2. 材料の種類(繊維部分は混用率も表示)
5. サイズ(推奨)	3. 製造業者名
6. 取扱い表示	4. 輸入業者名(輸入品に限る)
7. 表示者住所及び電話番号	5. 原産国
※表示内容は、「安全・品質表示対象工産品の表示基準 付属書1 家庭用繊維製品」に基づく。	6. 製造年月
	7. 表示者住所と電話番号
	8. サイズ(推奨)
	9. 取扱い上の注意

お問い合わせ先

(一財) カケンテストセンター GC戦略室 (目黒ラボ内)

担当: 志賀・小林・関 TEL: 03-5759-4120